

令和3年度島本町立人権文化センター運営方針（案）

島本町立人権文化センターは、「島本町人権擁護に関する基本条例」の趣旨に基づき、差別と偏見にとらわれることのない住民の幸福を追求する人権文化を推進するために設置されています。

人権文化センターでは、隣保館としての隣保事業に加え、人権擁護・平和意識の啓発事業、男女共同参画事業を所管しています。令和3年度も引き続き島本町のあらゆる人権課題への理解を深めるため、周辺地域住民はもとより、広く町内全域を対象として各種事業を実施します。

また、人権を取り巻く法体系や社会環境は急速に変化しており、当センターも、社会情勢を注視し、関係機関と連携して施策を推進します。

I. センター管理事業

- 1 センターの適正な管理・運営を行う
- 2 利用者が快適に利用できる環境整備を図る

[具体的な取組]

- ① 一部夜間・休日貸室を実施
- ② 諸室等の維持管理・利用促進
- ③ 保有機器、備品及び設備等のメンテナンス
- ④ 傷害保険への加入
- ⑤ 消防訓練の実施
- ⑥ 行政サービスコーナー、ブックポストの実施
- ⑦ 清掃業務（障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設等に委託）
- ⑧ 施設周辺除草剪定業務（島本町人権まちづくり協会に委託）
- ⑨ 施設開閉等業務（島本人権まちづくり協会に委託）
- ⑩ 人権文化センター運営委員会の開催
- ⑪ 新型コロナウイルス感染症対策の実施

II. 人権文化センター事業（隣保館事業）

○交流事業

地域交流の促進を図る

[具体的な取組]

- ① 「ふれあい夜店」の開催

- ② 「いこいの広場」事業の実施
- ③ 周辺地域の交流に資する各種講座の開催
- ④ 地域ふれあい事業（地域交流促進事業）の実施（島本町人権まちづくり協会に委託）

○相談事業

- 1 相談者の多様な相談に応じ、課題を整理し、問題解決を支援する
- 2 相談者のニーズに合わせて、関係機関・団体とのコーディネートを行う
- 3 相談事業の周知を図る

[具体的な取組]

- ① 総合生活相談
- ② 人権ケースワーク相談（島本町人権まちづくり協会に委託）
- ③ 広報誌等による周知

III. 人権擁護・平和意識の啓発事業

○啓発事業

- 1 町内外の関係機関・団体と連携し人権意識の普及・高揚・啓発に関する施策を推進する
- 2 平和意識の啓発に関する取組を行う

[具体的な取組]

- ① 人権のつどい（島本町人権まちづくり協会と共催）
- ② 就職差別撤廃月間街頭キャンペーン（島本町企業内人権啓発推進連絡会と共催、ハローワークと連携）
- ③ 人権週間街頭キャンペーン（島本町人権まちづくり協会と共催、人権擁護委員と連携）
- ④ 人権週間パネル展（福祉推進課と共催）
- ⑤ 人権インフォメーションの運営（ふれあいセンターにチラシ等を配架）
- ⑥ 人権ライブラリーの運営
- ⑦ 島本町人権まちづくり協会の運営支援
- ⑧ 島本町企業内人権啓発推進連絡会の運営支援
- ⑨ 人権擁護委員の活動支援
- ⑩ 人権啓発施策審議会を開催
- ⑪ 職員研修（新規採用職員人権研修・職員対象人権研修）の実施
- ⑫ 各種パンフレットの配布
- ⑬ 広報誌等による情報発信

○相談事業

- 1 関係機関と連携し、相談者の人権にかかわる問題解決を支援する
- 2 人権に関する相談事業の周知を図る

[具体的な取組]

- ①人権擁護委員による人権相談
- ②広報誌等による周知

IV. 男女共同参画事業

○啓発事業

性別にかかわらず一人ひとりの個性を尊重し、個人の能力を十分発揮できる社会の実現に向けた取組を行う。

[具体的な取組]

- ① 男女共同参画講座の開催
- ② 人権啓発施策審議会の開催
- ③ 啓発冊子の配布
- ⑤ 啓発用ビデオ・書籍の貸し出し、各種パンフレットの配布

○相談事業

- 1 相談者の性的指向や性自認に由来する問題解決を支援する
- 2 相談事業の周知を図る

[具体的な取組]

- ①女性相談の実施
- ②多様な性的指向や性自認に合わせた相談の実施(総合生活相談により対応)
- ③広報誌等による周知

V. その他館内事業

- ・地域就労支援センター事業（にぎわい創造課所管・島本町人権まちづくり協会に委託）
- ・青少年人権教育事業（生涯学習課所管）